

## 労働観私論 (V)

—19世紀末の日本の労働観—

三浦豊彦\*

## A REVIEW OF ATTITUDES TOWARDS LABOUR (V)

—Attitudes towards labour at the end of the 19th century in Japan—

By

Toyohiko MIURA\*

In the 1880s, silk-reeling and textile industries employed a large number of workwomen collected from various parts of Japan. Factory jobs were not regarded highly and these workwomen performed semi- and unskilled work from sunrise until sunset with few holidays. In 1884, electrical illumination of mills was first introduced at the Osaka Company. This was followed by the adoption of night work in all textile mills by 1893. The poor working conditions in these industries led to the first strike by textile workwomen in 1886. The government had to enact a new security ordinance in 1887 to suppress strike movements.

The number of workers living in poverty increased sharply towards the end of the 19th century especially in cities. They were engaged in a variety of jobs including ricksha men. The industrialization was further prompted by the establishment of the government-sponsored iron works at the end of the century. Very young girls were working arduous tasks in silk-reeling and textile mills in and around cities. There are records pointing out child labour in match factories. As industries developed, the proportion of workwomen increased remarkably. In textile mills, workwomen accounting for about 90 per cent of the workforce.

At the end of the century, concerns about working conditions of industrial workers came to be expressed by many informed people. They claimed enactment of a law regulating factories. The government conducted an extensive survey of factory workers and published a famous monograph with a title of "shokko jijo" (the situation of workmen). Among others, this monograph contained records about excessive maltreatment of workwomen. As famines then prevalent in the northeastern provinces compelled many parents to offer their children for bonded labour, young girls who found employment in factories thus had no alternative but to bear their harsh working conditions.

キーワード：労働観；生糸業；紡績業；女工；職工事情  
Attitudes toward labour；Silk-reeling industries；Textile industries；  
Workwomen；Situation of workmen

---

\* (財)労働科学研究所・名誉研究員  
Honorary Member of the Institute for Science of Labour

## I. 窓や障子はギヤマンで

前報<sup>1)</sup>で明治初年の官営「富岡製糸所」ではまだ製糸女工とはいえないような女性達がフランス人の技術者達から西洋製糸業の伝習を受けたことにふれた。

『富岡日記<sup>2)</sup>』を書いた和田英子の出身地である信州では「富岡製糸所」にあこがれて次のような歌が盛んにうたわれたそうである。

「上州一ノ宮あづまやの二階

椅子に腰をかけ、遙か向うを眺むれば  
あすこに見えるはありや何処だ。

あれこそ上州甘楽郡

音に聞えし富岡の

あれこそ西洋の糸きかい

西洋造で木はいらぬ

廻りはしごで屋根瓦

窓や障子はギヤマンで

糸繰る車はかな車

あまたの子供はつれだちて

髪は束髪花やうじ

紫ばかまを着揃へて

縮緬だすきをかけ揃へ

糸とる姿のほどのよき<sup>3)</sup>」

一方、外国資本が日本に工場を作ろうとする動きもあり、小野組が1870年(明治3)にはイタリー式の築地製糸場を設立、官営の富岡製糸場とともに、地方にできてくる機械製糸場の手本となった。当時のイタリー式といわれた機械は、3人が一組になり、1台に配置され、1人が薪で繭を煮て、2人が糸を繰る煮繰分業で、築地製糸場は30台60人繰で、車は人力で廻すという<sup>4)</sup>程度のものだったようである。

明治維新で家禄を失った武士達の生活の基礎を作るために明治政府は士族授産のために努力したが、その事業の一つが製糸業で、各地に製糸業がおこった。

しかし、この時期、西南雄藩の各地では旧武士の叛乱が次々おこっていた。1873年(明治6)には佐賀の乱がおこり、廢刀令によって、帯刀禁止になった1876年(明治9)には神風連の乱、秋月の乱、萩の乱がおこっている。一方、1873年(明治6)から1881年(明治14)にかけて、土地制度

の根本的改革として、全国を画一的に定率金納地租に改める地租改正が進行していた、これに対し各地で農民一揆のおこるような時代だった。地租は最初は地価の100分の3とされたが、はげしい地租軽減運動の結果、1877年(明治10)に100分の2.5まで下げられた。

「百姓がぐんと突き出す二分五厘」と農民の抵抗運動の成果のようにもいわれたが、じつは初期民権運動に集中された反藩閥の潮流と佐賀の乱から西南の役へと次々おこる叛乱の中で地主農民層に安泰な足場を求めようとした明治維新政府の積極策だったとする説もある。

1879年(明治12)の器械製糸場調査<sup>5)</sup>の結果をみると長野県に最も多くの製糸工場が集中していた。全国総数665カ所の工場のうち358カ所が長野県にあり、ついで岐阜県が142カ所、山梨県の81カ所が多く、以下群馬県12、福島県10、山形県の11という順で、長野県だけで全国製糸場数の半数をしめ、これに岐阜県と山梨県を合わせると全国の88%に及んでいたのである。

ただし、規模別にみると、10人繰以上20人繰未満のものが半数をしめ、30人繰未満を合わせると約75%だったというから、小規模のものがほとんどだった。従って東行社(長野県)の750人繰、富岡製糸場(群馬県)の300人繰、山梨県勸業課製糸場240人繰などの大工場は例外だったのである<sup>6)</sup>。

しかも、原動力としては水力が中心で、蒸気力は4カ所にすぎなかった。

## II. 紡績工業の発展

徳川時代には綿糸の製造は紡車または手紡によって家内工業的におこなわれていた。

幕末の1867年(慶応3)に薩摩藩がイギリスから紡績機を輸入して鹿児島島の磯浜に藩営の鹿児島紡績所を設立した。ついで、1870年(明治3)に堺市に薩摩藩営堺紡績所が設けられ、1872年(明治5)には官営となった。この同じ年に、江戸の木綿問屋組頭<sup>くみしろ</sup>の鹿島万平が、最初の民営紡績工場の鹿島紡績所を東京滝野川に設立し、注目された。

一方、毛紡績についても、1876年(明治9)には東京に官営の千住製絨所、1880年(明治13)には民営の羊毛製糸所が東京に設立されている。その後、絹糸紡、ガラ紡、麻紡の工場もつくられた。

ただし、明治10年代のはじめの頃までは、これらの工場では日清戦争以後にみるような劣悪な労働条件はなかったらしい。

しかし、明治政府の地租改正によって、納税のために貨幣を必要とするようになったし、農村ではまだ商品の流通が発達していなかったところへ、商品経済はどんどん侵入してきて、農村の家内工業や自然経済は解体し、衣類も、農具も肥料もすべて購入する必要ができてきた。したがって、農村では貨幣からみると支出は収入を上まわるようになった。その結果、土地を売払い、小作に転落するか、逃亡するしかない者が多くなった。そこで1886年（明治19）になると、早くも日本の農家の34.4%が小作農化していた、この当時、身代限をした者を職業別にみると農民が一番多い。身代限債務者総数は1886年（明治19）に10,732でこの56.5%が農業者だった。以後1887年（明治20）から1892年（明治25）までの身代限りした総数に対する農業者の割合は56.7~45.7%で、半数が農民だったのである。

こうした困窮者が都市に出てきて、都市の下層階級が形成されていくのである。

日本の基幹産業となる綿糸紡績業は明治10年代の政府の保護政策の下で次第に根をおろし、1886年（明治19）には官民合わせて22カ所に工場ができ、錘数も8万錘に達していた。

このうち、官営3、藩営2、県立や県保護もある、官営を払下げたものが8工場あった。

しかし、日本の紡績業発展の基礎は政府の保護によらない私立、たとえば大阪紡績会社（後の東洋紡績）のように31,320錘で出発した大規模民間企業によっていた。

ただし、明治10年代には紡績工場でも労働者を得ることはそれ程容易ではなかったらしい。

たとえば、1882年（明治15）に運転を開始した三重紡績所にしても創立の当時は工業は一般にいやしい仕事とされていたので、なかなか女工は集まらず、この紡績所の創立者の1人であった天春九十郎の妻しゅう子が紡績の見習いに従事してから、これにはげまされて社員の妻女が3人ばかり女工として入所したということであるから、富岡製糸所の出発の頃と余りかわってはいなかったようである。

この三重紡績所のその頃の工場規則をみると、次のようなものがある。

「第二条 就業時間は毎日日の出より日没までと定む、但し本条時間を定むと雖も、日の長短時宜を斟酌し休息せしむることあるべし。」

「第十四条 年中休暇日左の通たるべし。大祭日、村社祭日、毎月一ノ日、十二月二十八日より一月五日まで、起業日」

この条項でみると、この時期の労働時間は日出から日没までで、当然季節によって変更があったのである。

はじめのうちこそ労働力を得ることはたやすくなかったが、先にもふれるように、ちょうどこの時期に、地租の改正が農民層の分解をうながし、農民は小作農化し、貧困化して農村を離れ、その結果都市の工場では安い労働力を得ることができるようになったのである。このように労働者の有利な地位は失われ、やがて女工哀史時代をむかえることになるのである。

上記のように地租改正を契機として農村の階級分化は進み、中小地主の没落と大地主への土地集積がおこってくるわけであるが、一方では地租改正の前提となった土地私有権の法的確認は、農民のブルジョア的意識を発生させ、後の自由民権運動の農民的性格の基礎を形成したのであった。

南 俊治<sup>6)</sup>は初期の紡績工場の労働条件をとりまとめている。その内容のいくつかを紹介してみる。

前段でもふれたように、就業時間は日出から日没までというのが普通だった。夜業をとまなり二交替制をはじめたのは鹿兒島紡績所で明治14年（1881）のことであった。早番は午業4時から午後4時まで、遅番は正午から午後12時までの半夜業として1週間ごとに交替した。

深夜業は明治16年（1883）5月、桑原紡績所によって始められ、翌17年（1884）に創業したわが国で最大の紡績会社の大阪紡績（東洋紡績の前身）は操業早々から夜業を行い、明治22、23年（1889、1890）頃になると全紡績業が夜業を行うようになった。夜業による利潤を重視した結果だった。

夜業となれば当然、夜間照明が必要で、最初は石油ランプの照明だった。このランプでは火災をおこす恐れがあった。たとえば、大阪紡績三軒家

工場では、石油ランプを一晩に 650 燈も点火したという。そこで毎夜 20~30 燈が発火し、危険このうえもないので、深夜業の廃止を考えた程だったが、収益の点から深夜業廃止にふみ切れず、燈火の研究となり、卒先して電燈を採用することとなった。電燈照明が完成したのは 1884 年 (明治 17) 8 月で大阪でも電燈は非常に珍らしく、市内各所から観覧の申込みが殺到し、やむなく 3 日間一般の縦覧に供したという嘘のような話があると南<sup>6)</sup>は書いている。

このようにして、電燈の採用によって全国の紡績業者は競って深夜業を開始することになった。経営上利益があったのである。

1893 年 (明治 26) から全紡績が深夜業を採用し、1929 年 (昭和 4) に禁止されるまで、若い女性労働者を苦しめることになるのである。

### III. 生糸工場の最初のストライキ

1886 年 (明治 19) 6 月、山梨県甲府の雨宮生糸紡績場でストライキがおこった、日本での最初のストライキだったという<sup>7)</sup>。

もともと、これ以前にもストライキはあったが、それらはいずれも問屋か、商業資本もしくは親方など、封建的な搾取者に対する反抗であって、雨宮製糸所のストライキは、はやい時期の唯一の、近代的な様相をもった戦いだったとしている。

1886 年 (明治 19) 2 月に、山梨県当局が、生糸業組合準則をつくった。区域内の業者達はこの準則によって、それぞれ同業組合をつくって規約を定めて、5 月下旬になって、これを実施し始めた。

甲府の雨宮生糸紡績場は、百余名の工女が働く、当時としてはかなり大きな工場であった。それまで実働時間は 14 時間であったものを 30 分間延長して 14 時間半にし、しかも、これまで上等で 1 日 32、33 銭であった女工の賃金を 22、23 銭にした。つまり 10 銭もひき下げて働かせた。その頃は、まだ寄宿舎はなかった。そこで午前 4 時半の始業ということになると、少し遠い人は朝 3 時半には家を出なければならなかった。しかも同業組合の規約ができてからは少し遅刻しても容赦なく賃金を引去られた。雇主が同盟規約という酷な規則を作って苦しめるなら、こちらも同盟しなければ不利益になると女工達は 1886 年 (明治 19) 6 月 14 日、付近

の寺に立てこもった。会社側も狼狽して、主謀者と協議して次のように譲歩して 6 月 16 日に解決した。出場時間を 1 時間ゆるめること、その他何らかの方法で優遇等を考えるというものだったという<sup>7)</sup>。

これが日本を最初のストライキだったが、他の工場でも次々におこった。松本地方から集団で来ていた海老舎製糸の 20 人の労働者は「身体がたまらぬ。甲州ばかりに日が照りはせぬ<sup>7)</sup>」と、逃亡によって抵抗したというから、この時期に労働者は技術の伝習からすでに搾取の対象になりつつあったのである。

1887 年 (明治 20) 12 月に政府は自由党弾圧を口実にして保安条例を公布して、片岡健吉 [幕末、明治期の政治家、1843 (天保 14)~1903 (明治 36)], 中島信行 [明治期の政治家、1846 (弘化 3)~1899 (明治 32)] 中江兆民 [明治時代の自由民権思想家、1847 (弘化 4)~1901 (明治 34)], 尾崎行雄 [明治・大正・昭和期の政治家、1859 (安政 6)~1954 (昭和 29)] ら 570 人に対して 3 日以内に皇居 3 里以外への退去を命令、追放した。この結果、集会や結社はもちろんストライキなども非常に困難になった。

さらに、1889 年 (明治 22) 2 月には大日本帝国憲法が発布され、明治絶対主義国家が確立して行くのである。

保安条例公布後でもストライキはおこらなかったわけではない。たとえば 1892 年 (明治 25) 9 月に甲府の矢嶋製糸では会社が一方的に賃金を、15 銭から 13 銭と 2 銭引き下げたことから 150 余人の工女がストライキをおこした。これに対して会社も驚いて賃金引下げを撤回すると申し入れたが、女工達はいままでの差額の支払いも要求したので決裂した。会社側は各業者と連絡し、スト参加者を雇入れないこととする一方、1 日 200 円もの損失があるにもかかわらず、強硬に休業状態を続けた。結局、労働者側は争議開始の 4 日後、無条件復帰を申し入れるというように労働者側の敗北に終わった。

楯西<sup>7)</sup>は当時のことを次のように書いている。

「甲府の商工業者の間には、この年 2 月、甲府商工談話会などもうまれていたが、この矢嶋スト以

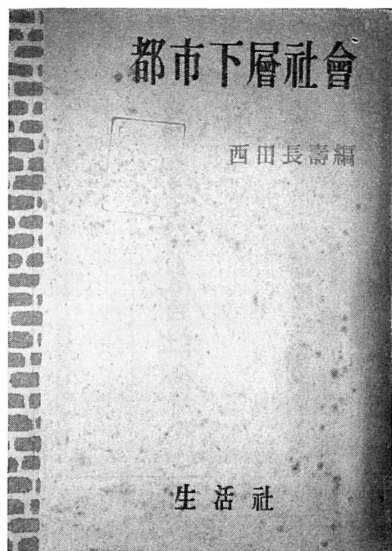


図1 西田長壽編『都市下層社会』表紙  
〔生活社、1949年（昭和24）刊、  
筆者蔵〕

後、業者側の横の連絡はいっそう緊密となった。27年には、女子労働者の就職に一層強大な圧力を加える、製糸工女取締規則がつくられた。こうして、産業資本が確立される過程の過酷な搾取に抵抗しようとする労働者のうごきはおさえつけられた<sup>7)</sup>。」

雨宮生糸紡績場の実働時間が14時間だったというが、このような長時間労働は今からみれば問題外であるが、当時の農村では「朝は朝星、夜は夜星、昼は梅干」といわれたように朝はまだ星が残った早朝から働きはじめ、夜は夜星が出る頃まで働くのが普通だったから、工場でも労働者達は、最初の頃は長時間労働は普通のことと思っていたのかも知れない。

#### IV. 日本の都市下層社会

##### A. 貧民・貧民窟

今では貧民という言葉はほとんど聞かれなくなった。今ならホームレスなどがこれにあたるのかも知れない。

第二次大戦後になって、明治前期の労働事情をつたえる資料や出版物の覆刻が行われた。

こうしたなかに西田長壽<sup>8)</sup>編の『都市下層社会』(1949年刊)がある(図1)。このなかに集録されているのは1893年(明治26)刊の乾坤一布衣(松

原岩五郎)著『最暗黒之東京』,1890年(明治23)刊の大我居士(櫻田文吾)著『貧天地饑寒窟探險記』,1888年(明治21)刊の鈴木梅四郎著『大阪名護町貧民社会の実況紀略』,1886年(明治19)刊の筆者不詳著『東京府下貧民の真況』の4編である。

西田は本書の解題<sup>9)</sup>で「貧民」という言葉を次のように解説している。

「貧民という言葉は、当時では、乞食浮浪者から下級の職人、日雇人、土方、近代的工業労働者までありとあらゆる無職者、無産者、零細自営業者を総称した言葉であって、意味が極めて漠然としている。この混迷は、日本では当時未だ資本主義が未発達であったため社会的階級が未分化であったことが最大の理由である<sup>8)</sup>。」

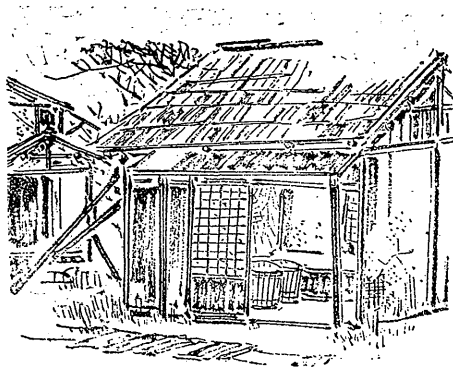
「貧民」だけでなく、「貧民窟」とよばれる場所があった。これは下層階級のあらゆる人々の住居の集った一廓を称したものだが、1887年(明治20)以前には、この言葉はまだ一般的でなかったということである。今ならスラムにあたるのだろう。

貧民窟が資本主義社会における不可避的な存在として、つまり無産階級の一翼として、貧民個々についてでなく、一つの社会として、観察されるためには、明治16~18年(1883~85)の不況時代を経過しなければならなかった。この時期は明治前期のうちで最も激しい階級分解が行われた時期で、この時期から労働者の労働条件、つまり、労働者の地位、労働時間、賃金などがわが国でも現実の問題として論議されだしたし、貧民窟の問題が社会問題として浮びあがったとも西田<sup>9)</sup>はいっている。

この本に集録された乾坤一布衣(松原岩五郎)著の『最暗黒之東京<sup>10)</sup>』は貧民窟のルポの形をとったもので松原の探訪したのは下谷山伏町から万年町、神吉町等を結びつけた地域で、まず貧民窟になれるために、宿料3銭の木賃宿に宿泊している。木賃宿に宿泊する人々の人情をうかがい、蚤や蚊の襲撃、さらに隣に寝た餡売りの老漢からうつた虱になやまされて、眠ることも出来なかった一夜を記録している。

さらに、著者松原は残飯屋の下男として働いて貧民窟での残飯屋の機能を観察している。

残飯屋は毎日、朝は8時、午は12時半、夜は午後8時ころから陸軍士官学校の裏門から入って、



残飯屋の屋敷



残飯屋に貧民を賣る

図2 東京の貧民窟の残飯屋  
〔松原岩五郎著『最暗黒之東京』<sup>10)</sup>、  
1893年(明治26)による〕

三度の常食の余り物を相棒2人と大八車でひいて帰る。この残飯を買うのはこの付近の貧民窟の人々で、残飯屋は士官学校から出る兵隊飯の一ト<sup>ぶら</sup>筈(飯料凡15貫目)を50銭で引き取り、これを1貫目およそ5、6銭で売る。

これらの品物は一般的には施し物であるが、ひきとってここで売る時にはひとかどの商品になる。この残物には虎の皮、土竈、アライ、株切などと名前がついていた。株切は漬物、アライは釜底の洗い流した飯、土竈はパンの中身をえぐったもの、虎の皮は焦飯の異名と書いている。当時の附近の貧民は家族5人で飯2貫目、残菜2銭、漬物1銭、総計14、5銭位で1日の食料は充分だったという。

このような貧民窟と残飯屋は東京では1923年(大正12)9月1日の関東大震災ころまで存在していたということである。図2は1890年代の残飯屋である。

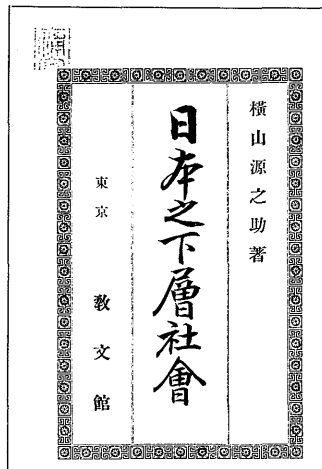


図3 横山源之助著『日本之下層社会』扉、1899年(明治32)刊(筆者蔵)

現代的にいえばルポライター、ノンフィクション作家の乾坤一布衣(松原岩五郎)が彼のいう「貧民倶楽部」の内であって、色々な見聞を記録したわけである。

西田<sup>9)</sup>によると著者の松原岩五郎は鳥取県人で1909年(明治42)に44歳だったというから、慶応2年(1866)の生まれ、少年時代は恵まれない境遇だったが、その文学的才能を幸田露伴に認められ、末廣鉄腸の主宰する新聞『国会』に入社、転じて『国民新聞』に迎えられ、社会探訪記事でその文名をうたわれ、後に「博文館」に入り、ながく『女学世界』の編集長を勤め、晩年は悠々として余生を送ったという。松原の『最暗黒之東京』にしても、むしろ彼の時代に対する感覚の鋭敏さの所産であって、プレトリア階級に対する全ての理解と同情を以て書いたとのみはいわれず、彼が下層社会に関心を持ったのは二葉亭四迷の影響だったという<sup>9)</sup>。

### B. 人力車夫

『最暗黒之東京』の次に来るのが、1899年(明治32)刊の横山源之助<sup>11)</sup>の『日本之下層社会』の第1編「東京の貧民状態」である。

図3は本書の扉である。

当時の東京市は15区、戸数29万8千、人口136万余で、その10分の幾分は中流以上だが、多数は生活に追われる下層階級で、細民の多くは本所区と深川区に住んでいる。深川区は旧幕時代から武士

の住居は少なかったので、明治になっても平民16,771人に対し、士族は791人にすぎない。「東京市百千の内職仕事、職人の下に使役せらるる日傭稼人足、車夫車力等下等労働者は大略本所深川の両区より供給せらる、特に本所区は工場なき東京市にては最も工場多き土地なるが故に、恰も大阪市に於て見ると等しく工場労働者たる細民を見ることが多きは最も注目するに足るべし、欧米諸国の細民は概ね工場労働者なり、後日東京市に於て細民の叫びなる労働問題起ることあらば、今日索莫たる本所区より生ぜん。」と書いている。

横山<sup>12)</sup>は「職業を以て下層民を区別せば、東京の都会人足日傭稼第一位にして、人力車夫之に次く」として東京市区別の人力車夫の数を表示している。1898年(明治31)のことである。それによると人力車夫の一番多いのは浅草区、次いで神田区、芝区に多い。浅草区に細民の多いのは浅草公園(浅草観音)や芳原があって、附近の細民に生活の機会を与えているのだとも書いている。

人力車は日本人の発明であって、椅子式の車を馬のかわりに人が引くように作ったのである。板倉<sup>13)</sup>によると人力車の発明者は和泉要助と鈴木徳次郎、高山幸吉の3人だったという。和泉要助(1829~1900)は旧福岡藩士であったが、江戸に出て、1868年(明治元)には三条公や皇居などの「賄御用」を勤めるようになった。鈴木徳次郎は和泉のもとに野菜を納入していた八百屋で二人は相談して人を乗せて人が引く車を作ることになり、知り合いの車大工の高山幸吉に話もちかけ、1869年(明治2)7月から試作に入り、1870年(午、明治3)2月15日に二輪車を組み立てた、これが人力車である。

東京府は、営業願いを出して5日後には人力車の営業を許可したという。

1872年(明治5)8月になると東京府で車税を徴収した人力車はすでに24,522輛に達していたのである<sup>14)</sup>。

図4は明治18年ごろの人力車である。

明治初年に日本旅行をしたイサベラ・バード<sup>15)</sup>(Isabella L. Bird, 1831~1904)が1878年(明治11)5月21日に横浜から妹に送った第1信のなかで、人力車のことにふれている。

彼女が横浜に着くと、横浜税関の外には人力車

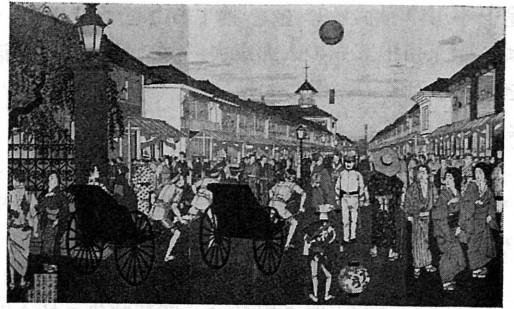


図4 人力車〔1885年(明治18)ころの新吉原〕

が50台ほど並んでいた。人力車が発明されたのは7年ばかり前なのに、今では1都市に2万3千台近くもある。「人力車を引く方が、ほとんどいかなる熟練労働者よりもずっとお金になるので、何千となく屈強な若者たちが、農村の仕事を棄てて都会に集り、牛馬となって車をひくのである。しかし、車夫稼業に入ってから平均寿命は、たった5年であるという。車夫の大部分の者は、重い心臓病や肺病にかかって倒れている<sup>15)</sup>。」とバードは書いている。

久保田重孝<sup>16)</sup>はこのバードの旅行記をとりあげて、これは人力車夫の職業病にふれたものだったが、筆者<sup>17)</sup>は当時の日本人の平均寿命が40歳という時代で、人力車夫の若死を職業病としてしまつてよいかどうかかわらないと書いたが、現在の作業関連疾患に関係があると考へてもよさそうである。

横山<sup>18)</sup>は当時の人力車夫には「おかゝへ」、「やど」、「ばん」、「もうろう」の区別があるとす。「おかゝへ」は月に幾程と約束を定めて紳士の家に「おかゝへ」となった者、「やど」とは一名部屋住み車夫で、挽子がこれにあたる。「ばん」とは一定の駐車場に所属する株車夫である。

そして人力車夫中最も多いのが、貧民窟に住んで、車を借り、ひどい者は筒袖股引の衣裳まで借りて働く「朦朧車夫」で、車の借代は上等10銭、中等8銭、下等6銭で、3、4年前より2銭宛高くなった。この車夫の収入は日によってちがうが1日平均50銭くらいにはなる。「家に女房あり、子供あり、如何に節約するも四十銭は之を要せん。残れる十銭を以て屋賃、衣服料、子供の小使等を除けば餘す所幾何なるべきか、特に不規則の労働に従ひ不定の収入に服する人力車夫の常として、

途中不用の飲食物に金を捨てること多きを思へば、東京市中五萬の人力車夫、知らず一日の生活を能くし行くもの果して幾何ぞ。(原文のまま)<sup>18)</sup>と書いている。

ただ、当時の人力車夫が、どんな意識で働いていたかは、判然としないが、生きて行くことがやっとという生活だったことは確かである。

著者の横山源之助<sup>19,20)</sup>〔1871年(明治4)~1915(大正4)〕は富山県出身で、明治時代の社会問題、労働問題研究家、号を天涯茫茫生といった。弁護士を志して上京、東京法学院(後の中央大学)を卒業したが、弁護士試験に失敗、二葉亭四迷、松原岩五郎らの影響を受け、当時の社会問題、労働問題に関心をもつようになった。1894年(明治27)に「横浜毎日新聞」の記者となり、もっぱら下層社会の実態を調査し、ルポルタージュを書いた。これらの調査をもとに『日本之下層社会』を著わした。その後、農商務省の労働事情調査にも協力した。その他『内地雑居後之日本』などの著書もある。

1912年(明治45)殖民事務の調査のためブラジルに渡航している、太隈重信の後援を得ていたようだ。帰朝後1913年(大正2)に『南米ブラジル案内』を刊行した。しかし晩年は不遇で、1915年(大正4)44歳で死去した。

『日本之下層社会』には毎日新聞の島田三郎の序文がついている。

そして上述のように「第一編 東京貧民の状態」から、「第二編 職人社会」、「第三編 手工業の現状」、「第四編 機械工場の労働者」、「第五編 小作人生活事情」さらに「日本の社会運動」を附録している。

### C. 職人

横山は「第二編 職人社会<sup>21)</sup>」のなかで職人には居職人と出職人があるとしている。

鋳<sup>かぶ</sup>職、下駄、鼻緒、袋物、蒔繪、縫箔、製本、裁縫、塗物、煙管、提灯等の仕事をするのが居職人で、大工、左官、石工、瓦葺、ペンキ塗などが出職人だとしている。

都会では区別する必要も少ないが、出職人は専ら労力を売って生活する純然たる労働者、居職人は地方では一面は労働者、他方面では自ら資本を下ろして店を開き、その製品を売るものが多く、

ある意味では商人のようにもみえると解説している。その例として下駄職、提灯職、裁縫職などをあげている。

ところが、これらの関係には当時すでに変化があらわれていた。「例えば出職人の如き一日幾十銭と賃銀を定めて労働に服したりしが、今や事業家の資格を兼ね備うる受負仕事専ら行われ、居職人は昔日は自ら作りて自ら之を売り捌けるは多かりしが、今日は純然たる労働者の階級に下り、而して年々資本家たる問屋の数加わる。即ち出職人と居職人とは、昔日の位置を換ゆるが如き傾向あるは奇とすべし、唯だ資本の勢力は日に盛んにして労働の価値下りつゝあるは兩者同じきのみ。(原文のまま)<sup>21)</sup>」と横山は書いている。

資本主義の確立してくるなかで、小経営者でもあった居職人の労働者への転落もおこっていたのである。

### D. 織物工女

本書のなかで横山<sup>22)</sup>は調査旅行の途中で通信文を書いている。東京から宇都宮への汽車の旅だが、久喜という駅では旧幕時代の髻を頭にのせた人力車夫がいたことを列車の窓から眺めている。1896年(明治29)のことであった。彼は宇都宮に4、5日滞在、桐生、足利地方の織物工女の調査に出かけているのである。

そして、横山は第3編「手工業の現状」のなかで、桐生足利地方の織物工場の工女<sup>23)</sup>をとりあげている。

当時は多くの小工場のなかで多数の工女が働いていたが、これを一大会社とみなすと、足利桐生の大機業社は男工7,784人、女工27,820人、合計35,604人の職工を使役していることになる。

これらの工女は大工場でなく、個人経営の機屋で働いていたわけで、西洋諸国のように大工場で織物を製造しているならば、一定の規律の下に働き、会社と職工との関係も条文の上で明らかにされ、労働時間も一定で、労働者相互の関係も調査しやすいのであろうが、主人との関係も一人一人に關係を異にし、彼等相互の間柄を見ようとしても「漠として捕捉すべからず、朦朧たり、混沌たり。」と書いている。そして次の文章が続くのである。

「朦朧たる中に於て少しく工女の狀態を知るを



得るもの有らば、そは主人の邪推の眼を忍ひ、辛ふじて彼等と接し、其の語り合ふ言葉に耳を傾けもて知り得たるもののみ。嘗て足利に遊べる時、偶然われと郷国を同ふせる工女と会す、物日の日は如何なる事を為して遊べるやと質せば、十五六位に見ゆる一少女、家の前の橋の上へ集り國の事を話して遊ぶのなりと答へり、而して風が吹いて来ると皆な逃げて家へ這入りますの、と傍なる十二三の幼なきが言葉を挿みぬ。可愛の者よ、かれ等が郷地の父母に聴かしむれば果して如何なるべきや。是れ機業地に來りて既に一年を過ごせりと称せる工女の言へりしにぞある、何ぞ其れ言の清浄にして無垢なるよ、且つ其の間柄の如何なるやを想像するの料と為すべし<sup>23)</sup> (原文のまま)

そして工女達は声を揃えて嫌だ、嫌だと歌っている。

「嫌だ嫌だよ 機織癩めて、甲斐絹織屋のお神さん」

「お鉢引き寄せ割飯眺め、米はないかと眼に涙」  
ワリ飯(割り飯)というのは米と麦を等分に混ぜたもので、朝と晩は汁が付くが、昼食には菜はなく、しかも汁といっても特に塩辛くした味噌汁で、中に入っているのは菜葉、秋になれば大根を刻んだものでもあれば御馳走だった。

「米の飯! 世人は『米の飯』の一言は如何にかれ等の耳に快く聞ふるかを知りて同情することを得るや、其の情を酌んで意を同ふする者は、監獄の囚人と禅堂に業を修する居士の外あらざるべしと言へるものあり、或は然らんか<sup>23)</sup>。(原文のまま)」

織物工女の労働時間はどうであったかといえ、朝末明より夜の十時までは通例なるが如し、家によりては或は十一時まで夜業せしむる所あり、或は四時頃より起きて働かしむる所あれども、其の間休憩することを得るは飲食時間のほかなし、夏七八月頃に至れば、午後一時より二時頃まで休息せしむるのみ。<sup>23)</sup>と書いている。

#### E. 燐寸工場の職工

横山は「手工業の現状」のなかで阪神地方の燐寸工場<sup>24)</sup>をとりあげている。

手工業のなかに燐寸工場も含めているのであって、1887年(明治20)代の幼稚な日本の工業界では生糸、茶を除いて綿糸紡績、織物、和紙につい

で、畳表などとならんでマッチ工業な重要な産業で、輸出という点からみれば、生糸、茶、織物、米について大きな輸出品で、マッチ工業の中心は兵庫と大阪にあった。

「労働者研究の上より見るも、綿糸紡績に次いで最も見るべきは燐寸工場なるべし、鉄工場に於て一般労働者の状態を見るべく、紡績工場にては女子の労働及び労働時間労働と衛生等の関係を見るを得べく、燐寸工場にては児童の労働を見るに最も恰好の材料を得るものあるが如し(原文のまま)<sup>24)</sup>」と横山は書いている。

当時「神戸は支那地方を得意として安全燐寸を製造する者多しと雖も、大阪にては印度地方に向く黄燐燐寸を製する者多く(原文のまま)<sup>24)</sup>」神戸と大阪では製造するマッチの種類がちがっていたのである。

そして、1896年(明治29)には大阪では多くのマッチの小工場で男の職工が2,703人、女が4,836人が働いていた。その他、内職者が4,314人いた。兵庫では男1,765人、女が4,228人、その他24,000人の内職者がいた。

そして幼年職工が多いと次のように書いている。

「総して孰れの燐寸工場に於ても見ることなるが、他の工場に比して細民の兒女多く、而して職工に幼年者を見るは燐寸工場なりとす、職工の過半は十才より十四五才の児童なり、中には八才なるもあり、甚しきは六七才なるも見ること多し、特に軸並職工の如き其の七八分までは十才未滿、世間の児童は學校に入りいろはを習ふに苦めるを燐寸工場の児童は軸並梓の間に挟まり、左右をきよるきよる眺めながら軸木を並べつあるなり。蓋し日本の各種工業の中、幼年職工を使役すること多きは燐寸工場と段通工場の二者か(原文のまま)<sup>24)</sup>」

もちろん、この幼年工がどんな気持ちで働いていたのかはわからない。

燐寸工場の作業のなかで、最も多く労働者の必要な作業は軸並、箱詰、商標張、包装で、これらは受負職で敏速に仕事をしていた。

「軸並の如き一梓五十本五十五段になれる二千七百五十本の軸木を、巧なるは日に五十梓、普

通なるも三十五六杵を並べ、八才九才の小児も尚二十杵を並べるを見る、而して呼び才十二才より十四五才になるは常に多額の賃銀を得居れり<sup>24)</sup>

と子供が働いていたことを伝えている。

すでに、1885年(明治18)に石川清忠<sup>25)</sup>が大日本私立衛生会で「工業病並ニ予防法」という講演を行っている。この工業病の原因となる毒物のなかに次のように燐も含まれている。

「燐

燐ノ慢性中毒ハ下顎ノ腐骨疽ナリ然モ工業上ニ使用スルハ「マッチ」製造所ニシテ其他ハ甚ダ僅少ナリ故ニ此製造所ニテ可成的多量ノ燐ヲ貯蓄セズ又燐ヲ附着シタル「マッチ」ハ室外に於テ乾燥スレバ別ニ危険ヲ來ス憂ナシ<sup>2)</sup>

と石川は燐による慢性中毒として下顎の腐骨疽つまり顎骨骨疽のあることを講演しているわけであるが、実際に、マッチ工場でこうした障害を見たわけではないようだ。

横山<sup>24)</sup>も燐中毒にはふれていない。

#### F. 職工教育

横山<sup>26)</sup>は大阪府下で50人以上の職工のいる82工場の職工教育について、大阪私立教育会の調査を紹介している。

15,680人の労働者中に学齡児童が4,329人いる。その中の男が16%、女が33%で、大阪の工業の4分の1強は学齡児童が負担している。その中、無教育の者が5,980人、少し教育を受けた者が7,771人だったという。

マッチ工場では半分以上が12歳未満の児童で、全く教育を受けない者が3割8分以上もある。横山は大阪の紡績工場を巡視した時、会社は児童の教育をしていると知っているが、実際に教育しているところは見なかったと書いている。

このように日本の工業地である大阪に職工教育はないのに段通\*織物の盛な堺市には「段通職工教育部簡易学校」が段通組合によって4教場設けられ、1教場に400名ずつ属し、毎夜授業をやっていた。ただし、1分校に属す400人を6組に分け、6日に1回授業していた。修業年限は3カ年であるが、一般の学校とはちがひ、「豫め八百四十一字を

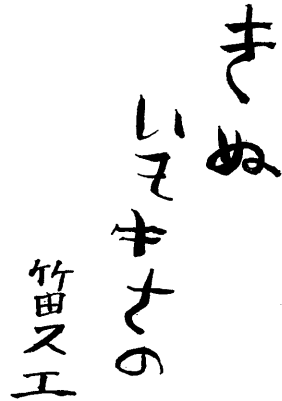


図5 堺の「職工学校」生徒の手蹟<sup>26)</sup>  
(竹田スエは1年生で呼び歳15、さのは14歳)

撰び初年級には百六十三字、二年級は二百六十四字、三年級に四百十四字を修めしめ、初年級は片假名平假名濁音数字にして、而して堅き字を修身の時間に父或は母もしくは兄弟といふやうなるもの十七八字教ゆるに止め、二年級にては中村或は山田といふが如き簡易なる人の姓、之れに米酒塩といふが如き物品の名称にあたる文字を教へ、三年級に入れば多く書信に要する文字を教ゆ。(原文のまま)<sup>26)</sup>とある。

ただし、この段通組合の職工学校は簡単にできたものではなく、当時の関係者が苦勞して作ったようである。

この職工学校生徒の手蹟(図5)を紹介しているが、とにかく、教育を受けなかった少女が少しは字が書けるようになっているのである。

#### G. 鉄工場

横山は1896年(明治29)から1898年(明治31)にかけて、当時の各種労働者の状態を調査し、『日本之下層社会』を1899年(明治32)に出版したのであるが、「工業社会の進歩は或意味に於ては鉄工業の発達なりと別言するを得べし」と書いている。日本の鉄の生産は未だ大きくなかったので、鉄類の輸入が急増するような時代だった。

鉄工場として東京砲兵工廠、芝浦製作所、大阪鉄工所などの当時としては大工場の名前も見られるが、鉄工場の職種としては鍛工(及製鑪)、機械(旋盤)、仕上に分けられるが、市内に散在する鍛

\* 段通(緞通): 綿・麻・羊毛などで織り、模様をつけた厚い敷物用織物、現在は中国産が有名。

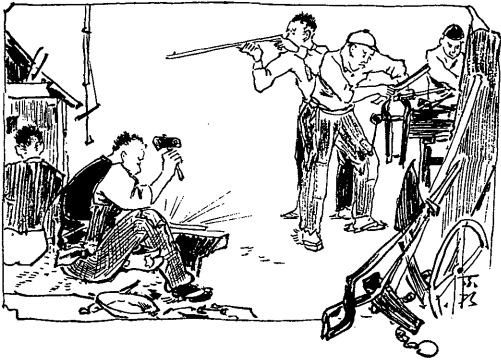


図 6 鉄工場 (19世紀末)  
〔横山源之助著『日本之下層社会』より<sup>27)</sup>〕

治屋の労働と工場内の鍛工との仕事は異なっているといっている。

ただし鉄工場といっても、現在の製鉄所を想像してはいけないのであって、図6にあるような小規模機械工場を考えればよさそうである。

一方、明治政府は1896年(明治29)に官営製鉄所官制を發布、1897年(明治30)に福岡県八幡村に製鉄所を設立することを決定、1901年(明治34)にはまず製鉄工場、製鋼工場、薄板・中形工場の作業が開始されている。後の八幡製鉄所であって、横山は本格的な日本の製鉄工場の発足前の製鉄所を探訪していることになる。このなかに「生活統計」があるが、これは生計費調査、家計調査を意味している。

ある旋盤職は夫36歳、妻28歳、親なし、小児5歳1人の3人家族の例である。給料は1日65銭、1カ月労働日数25日、労働時間10時間、総収入16円25銭で、支出としては三間の借家の家賃4円、米代7円60銭、酒1円、総支出20円54銭となっている。つまり赤字である。この調査は労働新聞が行ったものだが、この調査表の末尾に鉛筆で附言があった。「今ノ物価ニテハ一カ月三四円位ノ不足生ラズ」。そして横山は「蓋し実情なるべし」と付け加える。ただし、この労働者の支出には書籍新聞等の項目はない。

そこで横山<sup>27)</sup>は「改米諸国の労働者が生活項目に加へられつつある書籍新聞等の項目なきを怪しむなかれ。教育費、新聞代の如きは、日本の職工社会にては寧ろ無用の物のみ、否、今日の状況を以てせば例へ教育の必要を感ずるも、能く実際に

する得ざるが故に、労働者が一日生計の上より言へば、無用の物と等しきのみ。(原文のまま)」と解説するのである。

この家計調査では70余の家から回答があった。その結果によると職工で1日に70銭以上の収入を得ているか、独身であるか、父母妻子が他の職業によって生活を補うことがなければ、家長の賃金だけでは1日の生活ができない。しかも日に70銭以上の収入のある者が多数職工のなかでどれだけあるだろうかと解説している。

## V. 農商務省の職事情報調査

### A. 女工の急増

産業革命はまず近代資本主義が最も順調に成長したイギリスでおこった。工業生産における作業過程の手作業から機械的作業への移行、工業経営形態という面からみればマニュファクチュアから工場制度への発展であった。工業生産は飛躍的に発展したが、一方、工業組織における資本家対賃金労働者の対立的関係を社会のすみずみまでおしひろげた。

このイギリスでの産業革命は1760年から1840年代にかけておこった。

そして、イギリスの産業革命が完成に近づいていた19世紀の中期から後半にかけてフランス、ドイツ、アメリカが産業革命の渦のなかに巻きこまれて行ったのである。

日本の産業革命も1880年代の紡績業の機械制化によって開始された。

そして、1894年(明治27)、95年(明治28)の日清戦争後の大好況の結果として紡績や製糸業などの軽工業の産業資本は確立し、一応明治産業革命は終了したとされる。しかし、戦後の大好況がくずれて恐慌がおこると、資本家と労働者の間の対立がきびしくなって、労働運動が急激にもり上り、日本労働運動史上最初の高揚期をむかえることとなったのである。

1897年(明治30)には労働組合期成会が生まれ、労働組合もいくつか作られた。労働組合期成会は1897年(明治30)に片山潜、高野辰太郎らが中心になって結成した労働組合で、組合の結成や工場法案の促進に力を注いだ。1899年(明治32)には組合員が5,700人にもなったが、1900年(明治33)

の治安警察法による取り締りなどで急速に消滅した。

夏目漱石（金之助、1867～1916）は1892年（明治25）の一時期、徴兵令のない北海道に本籍を移していたと聞いたことがあるが、北海道のうち渡島、後志、胆振、石狩に徴兵令が施行されたのが1896年（明治29）年のことで、北海道の全部、沖縄県、小笠原に徴兵令が施行されたのは1898年（明治31）1月のことだった。同時期に葉煙草専売制も実施されている。

つまり日本全国に徴兵令が施行されたのは19世紀末ということになる。それに先立ち明治初年にはまず農民兵があらわれてくるのである。

武智鉄二<sup>28)</sup>によると、1877年（明治10）の西南の役で、熊本にこもる官軍は、西郷の率いる薩摩軍に完敗した。これは熊本城にこもっていたのは、いわゆる鎮台兵で、1872年（明治5）の徴兵令で徴募された農民兵だったからだという。そこで、官軍も鎮台兵にたよらず、旧職業武士軍を送り込むことになり、藩兵を天皇直属の近衛師団に仕立てて送り込み、次いで警視庁を新設して、巡査の名目で募集した会津武士軍団を送り込んだ。西南戦争で猛威をふるったのは、この会津武士たちで、口々に「戊辰の復讐、戊辰の復讐」と叫びながら、薩摩軍にきりこんでいったと聞く、と武智は書いている。

つまり、日本の農民兵士というものは、その本来の性質から「集団移動ができない、行進ができない、駆け足ができない、突撃ができない、方向転換ができない、匍匐前進ができない<sup>28)</sup>」という兵士で、こんな兵士では近代軍隊はできなかったというわけである。

マーチにのる行動は、農民兵士にはできなかったのだという。農民の生んだ最高の芸術の一つである「能」にしても、その音楽にはおよそマーチとか行進とかを、表現しようと意図された面は、どこにも見られないと武智はいつている。

農民の農耕生産の基本姿勢は「ナンバ」だった。つまり、現在のように右手が前に出た時には、左足を前に出し、左手が出ると、右足が出るという歩き方ではなく、左手が前に出ると左足を前に出す、右手と右足が同時に出るといふ歩き方がナンバ<sup>29)</sup>で、ナンバというのは農耕生産で筋肉を伸長

させて、そこから放出されるエネルギーのすべてを、労働力として土に注ぎ込み、農耕的な価値の生産にふりむけようとする行為のための体位だと説明している。

武智<sup>28)</sup>は当時の農民出身の兵士が匍匐前進できなかった点について、これは這いながら獲物に近づく狩猟民族の動きで、農民の生産性とはかかわりない。農民にとって、土の上を這うような行動は、むしろ農耕生産にとって、有害なものとして退けられたに違いないという。

ただ、這う、または四つ足で歩くという仕種は、田植えの基本姿勢にやや近い。しかし、この時、農民はかならず、右膝を前に出し右手で稲苗をもって、泥田に埋めるように植えて行く。すなわち、ナンバの基本姿勢は、ぜったいに変えないと説明している。

腕を振って歩くことのなかった日本人は、やがて「富国強兵」を国是とした明治政府の義務教育政策の中で、手を振って反動を加えた歩行が普及してくるというわけである。

このように兵士として余り適応していない生活習慣の農民達はもちろん女達もまた工場労働へも動員されて行くわけであるが、産業革命の進行する機械化工場に適応できたかどうか、そこでの苦勞など記録ははっきりしない。

なおナンバ（ナンバン）という言葉はいささか奇妙な言葉で、大阪の地名の難波をあてることもあるし、鉱山の南蛮車からきたという説もある<sup>30)</sup>。

日本陸軍の兵士はもちろん男性だが、工場には女性が多かった。1896年（明治29）すでに日本の工場数は7,672で労働者数は441,616人にも達していた。しかも、機械の早期採用は女性や児童の採用を可能にしていたわけで、この当時、女工は労働者の59%を占めていた。この比重はますます上昇し、1910年（明43）から1914年（大正3）の年平均では女工は71%にも達していた。繊維産業だけでみれば女工の比重は90%前後という圧倒的な女性の職場だった。

図7は1888年（明治21）から1902年（明治35）にかけての綿糸紡績工場数の増加と、1日平均職工数の変動を示したもので、女工の増加が急激だったことがわかる。

このように女性ことに年少女工の増加するなか

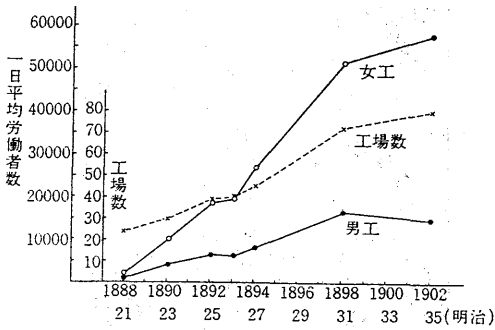


図 7 綿糸紡績工場数と1日平均職工数  
(土屋資料<sup>31)</sup>から三浦作図)

で、労働者保護の必要性が識者の間で認められるようになった。

労働者保護法規で最も古いものといえば、1875年(明治8)に公布された太政官布達の「官役人夫死傷手當規則」であるが、これは官営の工場労働者にのみ適用されるもので、一般の民営工場労働者には適用されなかった。

1881年(明治14)に農商務省が設置されると、それまで内務省、大蔵省、工部省の所管だった農林、水産、商業、工業、鉱業に関する事項が、新しい農商務省に移された。この農商務省は1882年(明治15)から工場労働者の保護を主目的とした工場法の立案の作業に入った。もちろん内容は西欧の工場法にならったものだった。その結果、1887年(明治20)になると「職工条例および職工徒弟条例」といわれる法案が出来あがったが、政府部内でも合意が得られず、日の目を見なかった。

一方、内務省も1890年(明治23)に衛生と保安の見地から、製造所取締条例を發布しようとした。ただし、この条例は労働者保護というより、工場から発散する煤煙やガス、それに悪臭などからの付近住民の被害防止を目的とした現在の公害防止を中心にした条例だった。

しかし、この案も、勃興しようとしている工業を萎縮させるというので、農商務省の強い反対で立ち消えてしまった。

### B. 「職工事情」調査

1891年(明治24)になると内務省は全国商業会議所に対して「職工の取締及び保護に関する件」を諮問している。

ただし、職工保護といっているが、むしろ内容

は傭主と職工との間の関係を円滑にし、資本と労働との協調をはかり、労働争議などを未然に防ぐことを主旨としていたようである。

この諮問に対して、堺商業会議所以外は全て不賛成という答申をしている。こうした反対があったにかかわらず、内務省は府県警察命令をもって「工場及び職工取締保護規則」を公布して、事業主に対して、使用職工数、死傷者数、患者数、解雇、休業(30日以上)を報告させることとした。職工保護のためにもまず実態を知る必要があったのであろう。

1896年(明治29)、松方内閣の時、農商工高等会議官制を發布、委員には官界から農商務次官金子堅太郎、大蔵省主税局長浜田寿一、農商務省商工局長安藤太郎等、学会から法学博士志村源太郎、同戸田梅市、東京工業学校長手島精一、財界から渋沢栄一ら、20数名が任命された。

そして、この高等会議に対して上記の全国商業会議所に対して行ったのと同じ「職工の取締及び保護に関する件」を諮問している。

1898年(明治31)に開かれた第3回農商工高等会議に、農商務省立案の工場法案要領が提出された。これに対して資本家、経営者側は猛烈な反対をしている。ことに紡績業者等の反対が強く、政府は法案を撤回しなければならなくなった。もちろん労働組合期成会などの労働組合は工場法制定の必要について陳情を行っている。

工場法制定がむつかしいので1899年(明治32)6月に内務省は職工衛生についての訓令を発している。内容は工場で発生した災害を警察官署に届出ること、寄宿舎又は社宅のある工場は毎月1回その舎内にある職工数と患者数の届出をきめている。

災害や病気が多くあったのだろう。

農商工高等会議から工場法制定のためには工場および職工の実情調査の必要のあるという意見が出されたので、1890年(明治33)4月に勅令第149号で臨時工場調査掛を置くことになった。

なお、南<sup>32)</sup>は同年、農商務省に後藤新平(1857~1929年)を主査とする職業衛生調査会が設けられ、委員として商工課長窪田静太郎、法学博士熊田芳蔵、内務技師宮入慶之助等が任命された。この調査会は工場鉱山の衛生についての各種の調査

を行い、その調査報告十数冊が刊行されたといわれていると書いている。主査の後藤新平はすでに内務省衛生局長を2度勤めた後でこの時期の衛生局長は後藤の友人の長谷川泰（1842～1912年）の時代だった。

農商務省商工局工務課工場調査掛の調査にあたって、上記の職業衛生調査会が種々助言を行ったものと思われる。

工場調査掛の調査員は1901年（明治34）から工場調査を開始し、工場の経営者、技師、事務員、職工、徒弟、口入業者の談話など集録している。『日本之下層社会』の著者横山源之助も調査員を嘱託された1人で、横山は北陸地方の工場調査、職工事情調査を担当していたらしい。

この調査の報告書が『職工事情』として1903年（明治36）3月に農商務省商工局工務課工場調査掛の報告として農商務省商工局から刊行された。

別に巻が分れてはいないが、本編は3冊からなっている。第一が「綿糸紡績職工事情」、第二が「生糸、織物職工事情」、第三が「鉄工、硝子、セメント、燐寸、煙草、印刷、製綿、組物、電球、燐寸軸木、刷子、花筵、麥桿眞田職工事情」である。さらに2冊の附録がある。附録の一は「女工の募集、誘拐、虐待等の事情に関して工場調査掛から諸府県への照会及びこれに対する回答」、附録の二は「各種職工、工女、技術者、工場主、口入業者等の労働事情についての談話」を集めたものである。

全体に菊版5号活字で約1,100ページに及ぶ膨大なもので、一般的に官庁調査にみられる事実の歪曲などほとんどないことは、この報告を価値高いものにしてている。

図8はそのうちの「綿糸紡績職工事情」の扉である。

この報告の覆刻は第二次大戦前は当局が許可しなかったこのことも『職工事情』がどういう種類の報告であったかを雄弁に物語っている。

戦後の1947年（昭和22）～1948（昭和23）に土屋喬雄校閲で『職工事情』（第1～第3巻）が覆刊されている。

「綿糸紡績職工事情」によって職工の最低年齢をみると、関西16工場、大阪8工場、東京2工場では14歳以下の職工は「1割乃至2割ヲ占ム」と

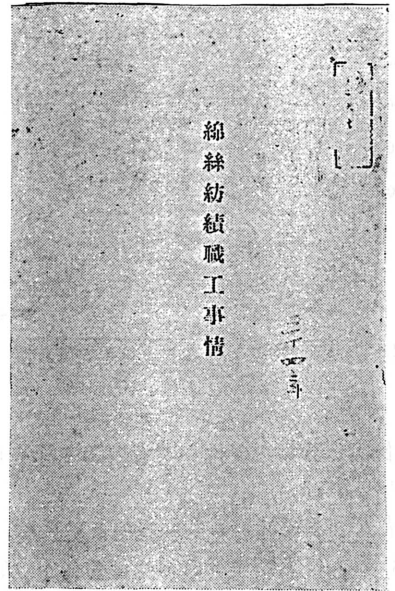


図8 「綿糸紡績職工事情」扉  
（1903年（明治36）刊）

表1 紡績職工最低年齢表  
（『綿糸紡績職工事情』による）

年 齢	工 場 数
無 制 限	2
10 歳 以 上	5
11 歳 以 上	5
12 歳 以 上	18
13 歳 以 上	30
14 歳 以 上	12
15 歳 以 上	2
合 計	72

ある。1897年（明治30）の紡績聯合会の調査によると職工募集規則に定めている最低年齢は表1のようであるが、主として女工と考えてよい。

さて、こうした規則があっても、規定年齢以下の子供をやとう工場が多くあったらしく、「各工場ノ募集規則ニ於ケル最低年齢ノ規定ハ過半実行サルルモノニ非サル事ヲ知ルニ足ル然リト雖モ紡績業者カ募集規則ヲ以テ定ムル最低年齢ヲ見ルニ其多数ハ十二歳乃至十四歳ノ間ニ於テセルヲ見レハ此年齢以下ノ幼者傭使ノ彼等ニ不利ナルコトハ自ラ明ナルノミナラス當業者自ラ常ニ唱道セル所ナリ只職工ノ募集ニ就テ法律ハ原籍ノ説明ヲ要求

スルコトナク又職工自身或ハ其父兄ニシテ 彼等ノ年齢ヲ詐ルコトアリ加之フルニ相當ノ年齢ニ達シタル女工ヲ募集スルニ當ツテ其子タル 其妹タル者ニシテ母又ハ姉ト共ニ居ルコトヲ好ミ 姉ヲ雇傭スルノ必要ノタメニ已ムヲ得ス是等ノ幼者ヲ傭入レ精紡部ニ於テ木管集配ノ如キ業ヲ課スル等ノ事情アリ然レトモ一面數年来紡績職工ハ非常ノ缺乏ヲ告ケ各工場相争ツテ 不法ノ手段ニ訴ヘテ…… (以下略)……」と書かれている。

12歳あるいは14歳以上ときめているのに、年齢の「鯖を読む」者もいたし、姉を傭うのに妹まで一緒に傭う必要ができて、年少の者が働いたというわけだが、こうした事実は1920年代になっても残っていたようである。

労働時間については次のように報告している。「紡績工場ニ於テハ晝夜交代ノ執業方法ニ依リ其労働時間ハ十一時間又ハ十一時間半 (休憩時間ヲ除ク) ナルヲ通例トス而シテ職工ノ男女ヲ問ハス年齢ノ長幼ニ関ハラズ委ク同一ニ労働セシムルハ言ヲ揆タス

始業及ヒ終業ノ時刻ニ就テハ晝業部ハ午前六時ニ始メテ午後六時に終リ夜業部ハ午後六時ニ始メテ翌日午前六時ニ終ルヲ通例トス但シ時季ニ依リ多少ノ変更アリトス又業務ノ都合ニ依リ居残執業セシムルコト多シ通例二三時間ナレトモ夜業部ノ職工缺席ノ多キトキノ如キハ晝業職工ノ一部ヲシテ翌朝マデ継続執業セシムルコトナキニアラス加之業務繁忙ノ場合ニハ晝業交代に際シテ夜業者ヲシテ六時間位居残掃除セシメ晝業者ヲシテ六時間位早出掃除セシメ結局十八時間ヲ通シ労働セシムルコトアリ」

徹夜業は第3章<sup>36)</sup>でとりあげている。年少女性が徹夜業に従事することはだれの眼からも衛生上有害とみられていたのである。

「徹夜業ノ衛生上ニ及ボス弊害ノ恐ルベキコトハ一般當業者ノ認ムル所ナレ共、今統計ニ依リテ之ヲ示シ難シ何トナレハ紡績工場寄宿舎在住ノ職工ニシテ疾病ノ重症ニ及フモノハ皆之ヲ帰国セシムルノ例ナルヲ以テ寄宿舎ニ於ケル病者若クハ死亡者ノ多少ハ必スシモ工場衛生ノ状態ヲ示スモノニアラサレハナリ然リト雖モ紡績工女中肺病患者ノ極メテ多数ニシテ其原因カ綿塵ヲ呼吸スルト徹夜業ヲナストニアルハ亦工場ニ経験アル者ノ認ム

ル所ナリ<sup>36)</sup>」と書いている。

徹夜業の健康影響をみるために調査員は春夏にいくつかの工場で女工の体重測定を実施している。

1例をあげてみると、〇〇紡績で寄宿女工70人、社宅幼年女工11人の合計81人の平均体重は9貫776匁(36.659kg)であったが、夜業を1週間した後、1人平均170匁(0.638kg)減少している。しかし、昼業5日後に回復した体重は平均69匁(0.259kg)であった。つまり夜業1週間で減少した体重は、5日間の昼業で回復しなかったというわけである。それにしても幼年女工が含まれているが、1人平均36.659kgという体重はなんとかぼそい彼女達ではないか。

いくつかの工場での調査結果にもとづいて「前陳ノ検査ニ依リ工女ノ年齢ト体重ノ増減トノ関係ニツキ審按スル所ニ依レバ十四五歳以下ノ幼者ハ夜業ノ後ニ体重を減スルコト多ケレ共昼業ノ際ニ回復スルコト多ク十七八歳以上ノ者ハ夜業ニ由リテ減量スルコト少ナケレ共昼業ノ後之ヲ回復スルコト亦少キモノノ如シ」と結論している。

紡績工場の懲罰についても以下のような例も記録している。1例をあげてみる。

「近事各工場ニ於テ體罰ヲ加フルコトハ稍減少シタルモノノ如シ工場又ハ他職工ノ金銭物品ヲ窃盜セル者アル等ノ場合ニハ一般法律上ノ制裁ヲ加フルモ往々毆打監禁等ヲナシ又ソノ罪状ヲ表示シテ工場ノ要所ニ佇立セシムルコトアリ又幼者カ夜業ニ際シ睡魔ニ襲ハレ執業ヲ怠リタル場合ニ双手ニ水桶ヲ引提ケ佇立セシメ或ハ寄宿職工カ逃走ヲ企テ若クハ監督者ノ督責ヲ受クルモ出場ヲ肯ンセサル場合他職工ヲ誘フテ逃走ヲ企テタル場合又ハ間諜職工ノ発覚シタル場合等ニ之ヲ毆打シ或ハ裸體トシテ工場内ヲ引廻ス等苛酷ナル方法ヲ以テ懲罰ヲ加フルモノアルカ如シ

今某工場ニ於ケル懲罰ノ実例ニ就キ本調査員カ該工場ニ傭使セラレシ工女ト対談シタルコトアリ其ノ要領左ノ如シ

○「叱ラレルカ」□「事務所ノ側ノ室ヲ明ケテ其所ニ連レテ行キ意見ヲスル毆カレル改心スル迄ハ一日テモニ日テモ暗クシテ置カレル」○「飯ハ呉レルカ」□「呉レヌ」○「其外罰カアルカ」□「泥棒シタリスレハ丸裸ニシテ肩ニ旗ヲ立テ工場ヲ引廻

ハシ食堂ナトニ連レ行キ 皆ニコンナコトヲスルト云フ ソンナニシテ 後ニ解雇スルコトモアル解雇サレストモ 大低自分カラ外ヘ行ク此春自分ノ隣室ノ者カ 同室ノ者カ七十銭テ買フタ下駄ヲ取ツテ顯ハレタ、ソーシタラ丸裸ニシテ「イモジ」ヲトリ肩ニ下駄泥棒ト書イタ 赤イ旗ヲ立テ其下駄ヲ縛付テ工場中ヲ引廻ハシタ……(以下略、原文のまま)<sup>37)</sup>。

幼年工については次のような記録がある。「○「七八歳ノ幼年工ノ仕事ハ晝ダケカ夜モカ」□「夜モジヤ晝ハ役人が喧シイカラ掃除スル夜ハユルイカラ掃除ヲ怠ル冬ハ自分等始終単衣一枚ジャ」、○「一處ニ夜通シスルカ」□「スルケレド菓子ヲ呉レネバ行カヌト云フ事モアル其時ハ役人が菓子ヲクレル併シ度々ソナナ事ヲ云ヘバ 叱リテ呉レヌ泣々出ル」○「工場デ寝ヌカ」□「眠レバ叱ラレル毆タカル」○「給金ハ呉ルカ」□「八銭呉ル食料七銭ヲ取ラレル故一銭残ル」○「小供モ七銭カ」□「同ジ事ジャ親ヤ姉ノ連レテ来テ居ルノハ中ニハ可愛想ダカラト云フテ工場ニ出サズ 遊バシテ置クコレハ三銭宛親姉ノ給金カラ取ラレル」

○「子供ハ沢山居ルカ」□「セツハッノガ十人計居タ十歳位ハ沢山居ル」……以下略……<sup>37)</sup>。

働いた幼年工は1日8銭貰って、うち7銭を食費にとられ、母や姉について来た幼年工で働かない者は母や姉の給金から食費を3銭とられたというわけである。

そして「職事情」の調査者は工女虐待については紡績会社の重役技師等にも多少責任はあるが、主として教育の素養のない下級監督者が手を下すのだと、経営者には寛大である。『職事情附録一』は紡績、製糸、織物等での工女の虐待、誘拐などの事件について、農商務省商工局より諸府県への照会とこれに対する回答などの文書を集めている。これらの事件は多くが、当時の新聞報道が発端で、これについて農商務省から府県へ照会するという形をとったものが多い。新聞記事も採録されていて、当時の新聞が、こうした事件をかなり重視していたこともわかる<sup>38)</sup>。

たとえば、1902年(明治35)8月の「機織工女虐待事件」では埼玉県北足立郡春岡村のコールテン織物工場の機業家金子初五郎、その母マン、それに雇人達の工女虐待事件で、県の報告、彼等が

告訴されて有罪となった裁判記録、報知新聞の聞き書などが詳しく集録されている、今ではちょっと想像できないような虐待ぶりである。

この金子初五郎の工場には14歳以上25歳以下の女工が24人が働いていた。いずれも富山石川両県生れの者で、このうち12人は1日に2丈4、5尺を織り上げる技術を持っていたが、その他の女工は日々の労働に疲労し、就業中居眠りをする者があり、或は疲労の結果、嗚声になり、機歌さえ聞えなくなった。また女工の逃亡を防ぐために、この工場では周囲に柵を設け門扉をとざし、女工の外出を許さず、最も惨酷なのは女工等に入浴させず、彼女達は梳ったこともないので頭髮に虱が発生、雇主はこれの撲滅のために2人の女工の大切な髪を断ち切ってしまった。そして女工への懲罰は極めて残酷卑猥だったと色々例があげてある。大宮署で調べたところでは「二十四人の女工中半数以上ハトラホームに罹り視力弱キノミナラズ中ニハ顔色青褪メテ身體絲の如ク瘦セ衰ヘタル者十人アリ又頭髮ヲ断チ切ラレ盲目ニシテ病ニ罹ル者二人アリ……(以下略)」だったという<sup>38)</sup>。

同じ1902年(明治35)11月27日に埼玉県浦和警察署管内巡回中の巡査が工場から逃亡中の4人の工女を保護したことから、埼玉県北足立郡瓦葺村のコールテン機業黒須文五郎の工場での工女虐待事件が明るみに出た。

この工場主黒須文五郎は冷酷な人物で奥州から100人ばかりの工女を雇用しているが、工女を寄宿舎にとじこめ、午前3時のまだ薄暗いうちから就業させ、昼食の休憩30分のほかは夜の12時までほとんど21時間休みなく立働かせていた。食事は麦1斗に米3升の割で混ぜていたが米価が騰貴したので米を外米の南京米にかえた、ところが石油の悪臭味があり、のどを通らない、我慢して食べると下痢をおこすような状態だった。

警察の取調の結果、工場主黒須文五郎の長男黒須吉之丞と同雇人浅倉栄次郎は虐待の事実が認められたので拘引状が發布されて監獄署に収監された。

さらに、埼玉県技師小暮勘三郎がこれらの工女を検診した。その結果によると逃亡して保護された4人のうち3名はトラホーム、1名は尿道加答児に罹患していた。工場での検診の結果は34名は



急性トラホームで、うち1名はほとんど失明している。6名は疥癬、12名はトラホームと疥癬、1名はトラホームと尿道炎、1名はトラホームと疥癬及び尿道炎、1名は右側膝関節運動麻痺で杖によってやっと歩行していた。ただし、59名中休業しているのは運動麻痺のある1名のみだった。しかし、大半は休業治療を要する状態だったと報告している。

『職工事情附録一』のなかから女工に対する企業家による虐待の事例のいくつかをあげたが、当時の官庁の調査としては珍らしく卒直な記録が残されたのであった。

なお、工場法制定にも重要な役割をはたした『職工事情』調査を担当した農商務省商工局工務課工場調査掛は1903年(明治36)12月『職工事情』刊行後いくばくもなく廃止されたという<sup>39)</sup>。

## VI. 1900年前後の労働者たち

『職工事情』に記録された上記の虐待事件は1900年(明治33)前後におこっているわけである。そこで、その頃の社会を日本史年表<sup>40)</sup>で眺めて見ることとする。1900年には普通選挙運動が盛んになっているし、2月には足尾銅山による鉍毒事件に耐えかねて鉍毒被害民12,000人が川俣で警察隊と衝突、多数が拘引されている。

この年8月には、中国では北清事変がおこり、日本も出兵している。

1901年(明治34)1月に政府は北清事変費などのために増税案を提出している。4月になると、第七十九銀行の支払停止から大阪に銀行恐慌が勃発、これが各地に波及している。足尾鉍毒地救助演説会が開催されたり、東大などの学生が、大学が禁止したのに、大挙、足尾鉍毒地視察に出かけている。12月に、田中正造が足尾鉍毒事件で天皇に直訴したことはよく知られている。

鉍毒調査委員会官制が公布されたのは1902年(明治35)のことで、7月には大日本綿糸紡績同業連合会が第4次操短を開始しているから、不況が来ていたわけである。

さらに日本史年表<sup>40)</sup>によって、1902年(明治35)をみると、1月に第8師団第5聯隊第2大隊が八甲田山の「耐寒雪中行軍」で遭難、199人が凍死している。来るべき満州での雪中での作戦を予期

していたのであろう。

作家の新田次郎は、小説『八甲田山死の彷徨』の中で、この行軍の指揮官であった山口鋌陸軍歩兵少佐は救助された後、責任を感じて陸軍病院でピストル自殺をしたとしているが、弘前大医学部の松木明知<sup>41)</sup>教授は山口少佐の凍傷の状況からみて自力でピストルの引き金を引くことは不可能で、自殺説は根拠がないとしている。

日本史年表<sup>40)</sup>にはこの1902年(明治35)が冷夏で、東北地方に凶作がおそったことは記載がないが明治時代の凶作のおこった年を別の資料でみると、1869年(明治2)、1884年(明治17)、1902年(明治35)、1905(明治38)、としばしばおこっていて、1902年(明治35)も凶作の年だったのである。福島県編の『救荒誌』は1902年(明治35)の不作を次のように記録している。

「明治三十五年は初夏以来氣候順を失し作物の盛に發育すべき盛夏に至りては降雨頻りに至り温度低冷三伏の暑中裘褐を重ねるの状況にして蔬菜禾穀挙げて成熟を缺き又腐蝕したるもの少なからず加ふるに九月二十八日の暴風雨は到る處暴威を逞ふし殊に禾穀の減収を来し山間の地に於ては全く登実せず平坦の地又收穫皆無に歸したるもの夥しく平年に比するに縣下を通し約五割の減少を来し近年稀なる凶歳と変するに至り米価日々に騰貴し外国米の輸入夥しく人心恟々食料の採集補給に日亦足らざるの状あるのみならず中産以下の細民に至りては實に饑飢に迫りつゝあるもの又尠なからざるなり<sup>42)</sup>。」

日露戦争の2年目にあたる1905年(明治38)も凶作であって、日本史年表<sup>43)</sup>でも「この年、東北地方大凶作」と記載している。

1905年(明治38)1月1日には旅順のロシア軍が降伏、3月には日本軍が奉天を占領、5月には日本海海戦で日本艦隊の大勝利、7月には日本軍が樺太に上陸、8月10日からポーツマスで日露講和会議が開かれ、9月5日には日露講和条約が調印されている。

ところが、この年の7月から8月にかけて東北地方は冷害におそわれていた。

東北六県の平年の7月の平均気温は21.9°C、8月の平均気温23.6°Cだったが、1905年(明治38)は7月の6県の平均気温は21.9°Cで平年と同じ

だったが、8月は19.7°Cという低温で、米の収穫は当然大きな打撃を受けた。東北6県の反当り収量は暑い夏だった1904年(明治37)には1石6斗だったが、1905年(明治38)には6斗8升で半分以下の減収となり、東北地方を飢饉がおそった。

「近事画報社」は特派員を送って『近事画報一東北飢饉号一<sup>43)</sup>』(1906年)として飢饉の実情を報道している。

東北地方の日露戦争の凱旋兵の悲劇も挿絵入りで伝えている。宮城県大内村の人、海津袈裟五郎の出征後、妻は懐妊中に赤痢にかかり、隔離所で分娩後死亡し、生児は長男と共に老父の手で養育せられていた。「袈裟五郎凱旋してなつかしく故山に帰り来れば最愛の妻は死し愛児は老夫と共に飢饉に瀕す、何等の悲惨ぞや」と特派員は書いている<sup>44)</sup>。

また、福島県の凶作地の2人の女が、日頃病気のため打臥していたが凶作のために滋養物はもちろん、口腹をみたますものなく、次第に衰弱して2人とも「アゝ飯が食いたい」との一語を残して息絶えたとも書いている。

昭和初年の凶作の時でも東北で児女の売買が行なわれたほどだから、1905年(明治38)の凶作にも当然あったと思われるが、次のように特派員は書いている。

宮城県のある夫婦が怪しげな旅商人をつれて来て、ようやく12歳になった長女を年期も確かめないうで2円で売った。しかし、商人はこんなきたなくては一緒に連れて行けぬからと、着物代に1円30銭を貰うと言って70銭を夫婦に渡して立ち去った。ところが、夫婦は其翌夜、この70銭を持って北海道とかへ夜逃げし、八十余歳の祖母と10歳を頭に3人の子供が残され、目下村役場がこの4人を養っていると、悲惨な実例を紹介している。

当時の町村役場でも父兄に娘を売ることのないよう指導していたが、紡績工場へ工女やるのだからと戸籍の写をとって、実は北海道から入りこむ旅商人体の男に、3年、4年の務めの約束で20円、30円で娘を売っている。花山村という村では奉公の年限も定めないうで、6人の娘が遊女に売られた。それでも親は娘の身上を心配して、毎日のように娘の手紙を待っているが、「未だ誰れ一人音信をな

したるものなしと言ふ誠に哀れの極と言ふべきなり<sup>45)</sup>。」と書いている。

以上のように凶作の年には児女が売られるような時代、「口べらし」の為に年少の娘が工場に働きに出ることは1920年代になっても普通のことだった。

彼女達は、今まで味わったことのないような規則や、虐待に耐えていたわけだが、それでも後になると工場に行つてよかつたと答えるようになるのは、家ででの生活、ことに農作業などもつらく、工場での思い出は美しくなったのだと思う。

1901年(明治34)5月刊の『労働世界<sup>45)</sup>』第77号に次のような記事がある。一部を摘録してみる。

#### 「憐むべき製絲工女

(一万五千の工女の悲鳴信州諏訪より聞ゆ、  
読者よ暫時此の悲鳴に耳を貸せ)

▲工女を雇入るには娘の不在なる時は父兄を説きて納得させ、豫て用意し置ける活版摺の工女被雇約束證書へ署名捺印せしむるのじやソワである。既に捺印してしまえば、證書には「今年製絲期中は貴家に就業す可く若し能はずんば手金を二十倍にし返済すべし」等の文句があるから、モ一何んと云ふても此の約束を取消すことが出来ぬ。

▲雇入の悪手段に用ゆる丈けでなく甚だしきは、夜中娘の入浴又は買物等に赴きたのを途で捕へ無理往生に粗悪な乗合馬車に詰込んで連れて行くとの事である。

▲コー云ふ風にして工場に入れてしまうと工女を仲カ仲カ外へ出さぬ。外出切手のない者は一切出さぬと定めソワして此の切手は仲カ仲カ渡さないのでからヒドい。

▲次に郵便は帳場の検査が済まぬと一切出すことを許さぬ。ソワして若し工女が筆硯を持参して居ると、秘密に手紙を出しはしないかと疑ふて之を取り上げてしまう。

▲外から来た手紙は帳場で公然と開封し、若し手紙の中に工女の帰心を促す様なことが書いてあると本人の手に渡さぬ。又小包郵便が来ると同じく開封し、若し食物でも入れてあろうものなら掛員が皆之を取つて食ふてしまう。

……(中略)……

▲最後に工女の悲歌を聞こう。此は工女が偶に許された時間に歌ふ歌なのである。

米は南米、おかつはあらめ何んで糸目が出るものか

製糸工女も人間でござる責めりや泣きます病みや寝ます

無理を云はしやる工女だとても親も身うちも家もある

私の子を持ちや工女にや出さぬ工女さすより水仕が増しよ

今日も罰金きのふも科料私が未熟か帳場が無理か

板になりたや帳場の板に成りて手紙の中みたや親の病気ぢや御旦那様どうぞ外出ゆるしてほしや

願ひ上げます見番様どうぞ一夜のおなさを今年も嬉しや見番様の御目に止りて優等工女斯かる工女の悲鳴を聞いて尚工場法制定尚早論者は其の議論を更めないであらうか。

早く早く工場法を作りてコンナ不幸な人々を救はねばならぬ。ソフでないと日本は亡びるであらう。富豪の貪慾さ肆にせしめる国は亡びないで何としやう。(原文のまま)<sup>45)</sup>

当時の製糸工場は季節労働で秋から冬にかけては繰業しないので、製糸工女は故郷に帰って、次年度は条件のよい工場を探すので工女の争奪がおこったようだ。

彼女達には愛社精神などなかったと考えるとよさそうだ。

それでは男性はどうだろうか『鐵工事情』の雇傭関係<sup>46)</sup>をみると、鉄工業の男工には紡績業、生糸業とちがって職工紹介人はなく、職工と工場が直接、約束するので、紹介人にだまされることはない。

ただし、芝浦製作所、石川島造船所などでは職工は移動が多く1年間にその半数が交替する。

鉄工の移動は紡績、織物又は生糸職工にくらべやや少ないが、欧米の鉄工にくらべれば多い。ことに事業が忙しく職工が尠乏する時に、少し給料に差があると、他の工場に行き、仕事が閑になるとまた大工場に移るなど、転々とするものが多い、鉄工を終生の業とする決心のものは少ない。

「本業ハ多年ノ修業ヲ経ルニ非サレハ技能ノ上達ヲ遂ケ難ク本邦鉄工中技術優秀ノモノ少ク精巧ノ機械ヲ製スル能サル一大原因實ニ茲ニ存スト

論スルモノアリ本業前途ノ為切ニ之カ矯正ヲ望ム<sup>46)</sup>」

と書いている。

男工にも仕事に対する思い込みや愛社精神など余りない時代であった。

やがて官営製鉄所時代をむかえるのであるが、まだ工場法制定は論議のなかにある。

#### 参考文献

- 1) 三浦豊彦. 労働観私論 (IV)—19世紀後半明治初年の日本の労働観一. 労働科学 1993; 69 (11): 504-524.
- 2) 和田英子. 信濃教育会編. 富岡日記. 古今書院, 1931年 (昭和6).
- 3) 前掲: 富岡日記, 解説4~5.
- 4) 輯西光速, 帯刀貞代, 古島敏雄, 小口賢三. 製糸労働者の歴史, (岩波新書218), 東京: 岩波書店, 1955年 (昭和30): 16.
- 5) 前掲: 製糸労働者の歴史, 27~31.
- 6) 南 俊治. 明治以降日本労働衛生史. 東京: 日本産業衛生協会, 1960年 (昭和35): 6~15.
- 7) 前掲: 製糸労働者の歴史, 36~44.
- 8) 西田長壽編. 都市下層社会. 生活社, 1949年 (昭和24).
- 9) 前掲: 都市下層社会, 1~10, 解題.
- 10) 松原岩五郎. 前掲: 都市下層社会, 最暗黒之東京, 民友社, 1893年 (明治26): 5~113.
- 11) 横山源之助. 日本之下層社会. 教文館, 1899年 (明治32).
- 12) 前掲: 日本之下層社会, 3~7.
- 13) 板倉聖宣. 日本史再発見. 東京: 朝日新聞社, 1993年: 85-89.
- 14) 前掲: 日本史再発見, 108.
- 15) イザベラ・バード著, 高梨健吉訳. 日本奥地紀行 (東洋文庫240). 東京: 平凡社, 1973年.
- 16) 久保田重孝. 産業衛生管見回顧50年. 東京: 興生社, 1979年: 76-79.
- 17) 三浦豊彦. 続サテライト通信 (31), イザベラ・バードの日本旅行. 労働の科学 1992; 47 (8): 474-475.
- 18) 前掲: 日本之下層社会, 21~24.
- 19) 三省堂編修所編. コンサイス人名辞典. 東京: 三省堂, 1976年: 1181.
- 20) 立花雄一: 評伝 横山源之助. 創樹社, 1979年.
- 21) 前掲: 日本之下層社会, 64~91.
- 22) 前掲: 日本之下層社会, 89~91.
- 23) 前掲: 日本之下層社会, 100~116.
- 24) 前掲: 日本之下層社会, 142~159.
- 25) 石川清忠. 工業病並ニ予防法, 大日本私立衛生会雑誌, 1885年; 26: 13-24.
- 26) 前掲: 日本之下層社会, 206-222.
- 27) 前掲: 日本之下層社会, 234-289.
- 28) 武智鉄二. 伝統と断絶. 風塵社, 1989年: 8-83.

- 29) 三浦豊彦. 続サテライト通信 (27), ナンパ (ナンパン) 歩行・再考. 労働の科学 1992; 47(4): 226-227.
- 30) 三浦豊彦. 80年代の訪問 (55), 南蛮車をたずねて. 労働の科学 1985; 40(4): 29-34.
- 31) 土屋喬夫. 「職工事情」 解題. 職工事情, 第1巻, 生活社, 1947年: 20-22.
- 32) 前掲: 明治以降日本労働衛生史, 38.
- 33) 土屋喬夫校閲. 職工事情, 第1巻, 生活社, 1947年, 第2巻, 生活社, 1948年, 第3巻, 生活社, 1948年.
- 34) 農商務省商工局: 綿糸紡績職工事情, 1903年 (明治36); 5~18.
- 35) 前掲: 綿糸紡績職工事情, 19-23,
- 36) 前掲: 綿糸紡績職工事情, 24-50,
- 37) 前掲: 綿糸紡績職工事情, 90-93,
- 38) 農商務省商工局: 職工事情附録一, 1903年 (明治36); 32-91,
- 39) 土屋喬夫. 「職工事情」 解題, 職工事情, 第一巻4, 生活社, 1947年.
- 40) 歴史学研究会編: 日本史年表 (増補版), 東京: 岩波書店, 1993: 256-257.
- 41) 松木明知: 第八師団歩兵第五連隊の雪中行軍の医学的考察—新発見の史料による山口少佐の死因の再検討—, 日本医史学雑誌, 1993; 39(3): 291-313.
- 42) 福島県編: 救荒誌; 福島県, 1903年 (明治36).
- 43) 前掲: 日本史年表, 258-259.
- 44) 近事画報社編. 『近事画報—東北飢饉号—』 近事画報社, 1906.
- 45) ××: 憐むべき製紙工女, 労働世界, 1901年; 77号,
- 46) 農務商省商工局: 職工事情, 1903年 (明治36); 10-13,

(受付: 1993年12月21日)